ヘ　高度人材外国人（年収が千五百万円以上であり、申請人以外に家事使用人を雇用していないものに限る。）により、その者が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用され、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該雇用した高度人材外国人の家事に従事しようとする十八歳以上の者（継続して一年以上当該高度人材外国人に個人的使用人として雇用されている者であって、当該高度人材外国人と共に本邦に転居し、かつ、その者の負担においてその者と共に本邦から出国（法第二十六条の規定により再入国許可を受けて出国する場合を除く。）することが予定されているものに限る。）	高度人材外国人（共に本邦に転居したものに限る。）に雇用され、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該雇用した高度人材外国人の家事に従事する活動
ト　高度人材外国人（十三歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有し、年収が千五百万円以上であり、かつ、申請人以外に家事使用人を雇用していないものに限る。）により、その者が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用され、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該雇用した高度人材外国人の家事に従事しようとする十八歳以上の者	高度人材外国人に雇用され、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該雇用した高度人材外国人の家事に従事する活動
チ　高度人材外国人（年収が千万円以上の者に限る。）の実父若しくは実母又は当該高度人材外国人の配偶者の実父若しくは実母であって、当該高度人材外国人と同居し、ニの項の下欄に掲げる活動を指定されて在留する当該高度人材外国人又はその配偶者の三歳未満の実子の養育を行おうとするもの。ただし、高度人材外国人の実父又は実母にあっては、この項の下欄に掲げる活動を指定されて在留し当該三歳未満の子を養育する当該高度人材外国人の配偶者の実父又は実母がない場合に限り、高度人材外国人の配偶者の実父又は実母にあっては、この項の下欄に掲げる活動を指定されて在留し当該三歳未満の子を養育する当該高度人材外国人の実父又は実母がない場合に限る。	高度人材外国人と同居し、かつ、その者又はその者の配偶者の三歳未満の実子を養育する当該高度人材外国人の実父若しくは当該高度人材外国人の配偶者の実父若しくは実母として行う日常的な活動

第三条　法第七条の二第一項の申請（以下「在留資格認定証明書交付申請」という。）の際に、法第六条第二項の申請において前条の表イの項からハの項までの下欄に掲げる活動の指定を希望する者から疎明資料を添えてその旨の申出があった場合であって、当該申出を行った外国人（以下「申出人」という。）に対して在留資格認定証明書を交付するときは、当該申出人が指定を希望する活動の区分に応じて、当該疎明資料に基づき、次の各号に掲げる方法により前条の表の上欄に規定する点数を計算し、当該在留資格認定証明書に点数及び当該申出人が指定を希望する活動の別を付記するものとする。ただし、当該申出人が本邦において当該在留資格認定証明書交付申請に係る活動を行うため受け入れられる本邦の公私の機関（以下「所属機関」という。）から受ける報酬の年額が、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額に満たない場合は、その合計の点数は零とする。

一　前条の表イの項の下欄に掲げる活動　当該申出人に係る次の表の上欄に掲げる項目について、当該申出人が該当する同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっては、上陸申請の時点（在留資格認定証明書交付申請書に記載された入国予定年月日をいう。以下同じ。）における当該申出人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる点数を合計するものとする。

項目	基準	点数
学歴	イ　博士の学位を有していること。	三十
	ロ　修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）を有していること（この項のイに該当する場合を除く。）。	二十
職歴	イ　従事しようとする研究、研究の指導又は教育について七年以上の実務経験があること。	十五
	ロ　従事しようとする研究、研究の指導又は教育について五年以上七年未満の実務経験があること。	十
	ハ　従事しようとする研究、研究の指導又は教育について三年以上五年未満の実務経験があること。	五
年収	イ　所属機関から受ける報酬の年額が千万円以上であること。	四十
	ロ　所属機関から受ける報酬の年額が九百万円以上千万円未満であること。	三十五
	ハ　所属機関から受ける報酬の年額が八百万円以上九百万円未満であること。	三十
	ニ　所属機関から受ける報酬の年額が七百万円以上八百万円未満であること。	二十五
	ホ　所属機関から受ける報酬の年額が六百万円以上七百万円未満であること。	二十
	ヘ　所属機関から受ける報酬の年額が五百万円以上六百万円未満であること。	十五
	ト　所属機関から受ける報酬の年額が四百万円以上五百万円未満であること。	十
年齢	イ　上陸申請の時点において年齢が三十歳未満であること。	十五
	ロ　上陸申請の時点において年齢が三十歳以上三十五歳未満であること。	十
	ハ　上陸申請の時点において年齢が三十五歳以上四十歳未満であること。	五
研究実績	次のいずれか一以上に該当すること。 イ　発明者として特許を受けた発明が一件以上あること。 ロ　外国政府から補助金、競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に三回以上従事したことがあること。 ハ　我が国の国の機関において利用されている学術論文データベース（学術上の論文に関する情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。）に登録されている学術雑誌に掲載されている論文（申出人が責任を持って論文に関する問い合わせに対応可能な著者（以下「責任著者」という。）であるものに限る。）が三本以上あること。 ニ　イからハまでに該当しない研究実績で申出人が申し出たものであって、これらと同等の研究実績として、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。	十五